越監公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から平成30年4月9日付け越監第248号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成30年 6月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

【指摘事項】

く支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

① 誤った請求の取下げがされていなかったため過支給となっていたもの。(保健総務課・精神保健支援室)

【措置等の内容】

ご指摘の事項につきましては、旅費の請求に関する手続方法の認識が不 十分であったことから、誤って請求した旅費を取り下げの手続きをせずに、 正しい旅費の請求を行ったため、過支給となってしまいました。

誤った旅費の請求については取り下げの手続きを行い、保健総務課においては平成30年1月支給分で、精神保健支援室においては平成30年3月支給分で、精算を完了いたしました。

今後については、越谷市職員等の旅費に関する条例について再確認する とともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルに ついて職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行ってまいります。

【指摘事項】

く支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

② 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(保健総務課・生活衛生課・食肉衛生検査所)

【措置等の内容】

ご指摘の事項につきましては、越谷市職員等の旅費に関する条例の認識が不十分であったことから、最も経済的な通常の経路及び方法により旅費請求を行わなければならないところ、最も経済的な経路を選択せず過支給となってしまいました。

誤った旅費の請求については取り下げの手続きを行い、正しい金額で改めて申請を行い、保健総務課及び生活衛生課においては平成30年3月支給分で、食肉衛生検査所においては平成30年2月支給分で、精算を完了いたしました。

今後については、越谷市職員等の旅費に関する条例について再確認する とともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルに ついて職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行ってまいります。

【指摘事項】

く支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

③ 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたもの。(精神保健支援室)

【措置等の内容】

ご指摘の事項につきましては、越谷市職員等の旅費に関する諸規定の認識が不十分であったことから、規則で定められた日当の金額を誤って請求したため、過支給となってしまいました。

誤った日当の請求については取り下げの手続きを行い、平成30年3月 支給分で精算を完了いたしました。

今後については、越谷市職員等の旅費に関する諸規定について再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行ってまいります。

保健医療部

【指摘事項】

く支出事務>

(2) 委託契約において、委託料の支払金額に誤りのあるものがあった。

委託料の執行状況を確認したところ、受託者から提出された請求書の請求金額に誤りがあったが、記載された金額で支払処理をしたため委託料が 過剰に執行されていたものである。(国民健康保険課)

【措置等の内容】

特定健康診査に係る業務は、委託契約により実施しており、その健診分の委託料については効果的・効率的に支払事務を実施するため、埼玉県国民健康保険団体連合会(国保連合会)を通して健診実施機関に支払いを行い、当該健診に係る事務費分の委託料については、直接市から受託者に支払いを行っております。

ご指摘の事項につきましては、平成29年8月取扱の事務費分の委託料の 過払いでございます。本来であれば受託者から提出された請求書及び完了報 告書が、国保連合会から提出された健診受診者リストに掲載されている人数 と相違がないことを確認すべきところ、その確認が不十分であったため、委 託料を過剰に執行してしまいました。

今般の過払分については、平成30年1月25日付けで、受託者に対し、返納通知を行い、同年1月31日に返納されております。また、指摘があった平成29年8月取扱分以外の支払いについては、前年度分も含め、委託料の支払いに誤りがないことを確認しております。

今後については、国保連合会から提出される該当月の健診受診者リストから、正しい請求金額が一目で確認できる請求金額内訳一覧表を作成し、検査員をはじめ、検査補助員及び担当者等の複数人により、受託者から提出される請求書及び完了報告書の確認作業を実施し、厳密に検査を行ってまいります。また、本件については、課内で情報共有し、他の事務においても、同様の誤りが発生しないよう全職員に周知し、再発防止に努めてまいります。

保健医療部

【指摘事項】

く支出事務>

(3) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。 臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、出勤簿に記入された出 勤日数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたものである。(保 健総務課)

【措置等の内容】

ご指摘の事項につきましては、臨時職員賃金の支出事務において、年次休暇に関する認識が不十分であったことから、庶務事務システムの実績入力時に、年次休暇の時間を減算して入力したため、支給金額に不足が生じてしまいました。

該当する臨時職員には状況を説明し、平成30年1月支給分の賃金で調整 する旨の了承を得て、精算いたしました。

今後については、臨時職員賃金への支出事務について再確認するとともに、 庶務事務システムの運用マニュアルの周知徹底を図り、適正な事務を行って まいります。